

●●●●●●●●●● **故郷を・普通の生活を返せ! こどもの未来を奪うな!** ●●●●●●●●●●

群馬弁護士ニュース NO9

弁護士HP

原子力損害賠償群馬弁護士

検索



【発行】原子力損害賠償群馬弁護士(団長)鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町1-50-1吉野屋ビル303
新前橋法律事務所内
[TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

**いよいよ
判決の年に!**

5月1日から原告本人尋問はじまる 原告弁護士、 被災地での本人尋問を申請

《今年を東電と国の責任を明らかにする年に》

(弁護士長) 鈴木 克昌



本年もよろしくお願い申し上げます。
昨年末に提出した陳述書の作成では、原告の皆様にご協力いただき、本当にありがとうございました。提出した137通の陳述書は、どれも、原発事故直後の混乱と皆様の苦悩、避難をめぐる葛藤など、深刻な被害の実態を示すものとなっています。
間もなく、福島第一原発事故から4年を迎えようとしています。おとし(2013年)9月11日に第一次提訴をして以来、これまで、国と東電との間で論戦を行なってきましたが、今年5月にはいよいよ原告本人尋問に入り、早ければ9月にも結審する見通しとなってきました。
弁護士は、皆様の被害実態を裁判所にわかってもらうため、充実した本人尋問を準備してゆきます。また、福島県内での尋問も要請しています。それによって、原発事故による被害の深刻さを裁判所に認識させるとともに、国と東電の責任をあきらかにし、早期に賠償を勝ち取りたいと考えています。
皆様のいっそうのご協力をお願いいたします。



本年もよろしくお願いいたします
原子力損害賠償
群馬弁護士 一同

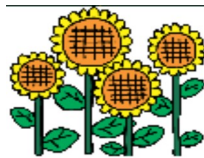
今年の裁判展望 万全の体制と準備で、東電と国を圧倒する本人尋問に

原告の陳述書に続いて、本人尋問で
被害の実態を裁判所に認識させましょう

(弁護士事務局長) 関 夕三郎



新年あけましておめでとうございます。
前橋地裁での裁判は、昨年4月から本格的な審理が始まって約9か月が経過しました。原告の皆様には昨年10月から12月に掛けて陳述書の作成等でご協力をいただきましたが、それ以外はやや離れたところで裁判が進められている印象を持たれたかもしれません。この間、弁護士では、46通に上る準備書面と多数の証拠を提出し、また、被告の東電と国からも多数の準備書面や証拠が提出され、津波の予見可能性、本来取っておくべきであった具体的な津波対策、シビアアクシデント対策に関する法的規制、国の原子力事業者に対する規制権限の有無や内容などについて、相当踏み込んだ議論が行われて参りました。国と東電は、阪神淡路大震災、北海道南西沖地震津波、新潟県中越沖地震、スマトラ沖地震津波など、自然の驚異を目の当たりにし、万全な防災対策を講ずる機会がありながら、その都度、問題を先送りしてきました。私ども弁護士は、今回の原発事故はその結果招かれた人災であることを強く主張し、国と東電の姿勢を糾しています。



さて、そのような国と東電の責任の重さを裁判所に理解してもらうためには、今回の原発事故が引き起こした被害の深刻性を裁判所にきちんと認識してもらうことが最も重要です。そして、裁判手続き上、そのために最も重要な手続は、被害者である原告の皆様の本

人尋問(原告ご本人が証言台前で証言する手続)です。
私たちの裁判では、5月1日(金)、7日(木)、8日(金)、22日(金)の4日間でこの原告本人尋問が実施される予定となっています。
137名の原告のうちどなたに証言台に立っていただくかは、弁護士において検討した上で、皆様とご相談しながら考えて参りたいと思います。
また、上記尋問候補日のうち何日かは、福島県内で尋問を実施したいと考えております。これは、福島県内で実施することにより、裁判官に福島県内の実情をその目で直接確かめてもらい、壮大な被害の実態をきちんと認識してもらうことに狙いがあります。福島県内で尋問を実施したい旨は既に裁判所にも申し入れてあり、裁判所の反応も悪くありません。実施されることになれば、可能性としては、7日(木)と8日(金)の2日間が濃厚です。なお、会場については、公共施設(広めの会議室など)を考え、現在、利用可能な施設を調査中です。



今後、証言台に立っていただくことをお願いする原告の皆様には、何卒ご協力をお願いいたします。また、証言台に立たれない原告の皆様におかれ、同じ思いをしている方が傍聴席から見守ってくださることは、証言台に立たれる原告の大きな心の支えになると思います。そして、その思いは、必ず裁判官に伝わると信じています。皆様大変お忙しいとは思いますが、5月1日(金)、7日(木)、8日(金)、22日(金)の4日間は、できるだけ法廷にお運び頂けるようご予約の調整をお願いいたします。

12月22日の裁判報告

原告137人全員の陳述書を提出する 第3次提訴が併合し1次から3次、統一した裁判進行に

12月22日、8回目となる裁判は、原告全員の陳述書が提出され、原告の被害の実態や被害者としての思いを裁判所に届けました。その後、1次提訴から3次提訴の裁判が併合となり、今後統一した審理が進められることになりました。証拠と原本の確認という裁判手続きを経て、原告136番さんが法廷で陳述しました。普通に暮らしていた家族の生活が奪われ、体調を崩し、これからの生活も不安だらけの切実な状況を話されました。

裁判終了後の進行協議で、原告本人尋問が終了した後に3日間の日程が入り、結審・判決に向けた進行になっていきます。

報告集会では、岐阜・山形・新潟・埼玉の弁護士会からそれぞれの裁判の状況が報告され、群馬の裁判に対して熱い期待が寄せられました。神奈川の裁判を支援する会共同代表の久保氏は、「裁判は毎回100~150人が参加し、原告の話や聞き取りなどを開催している」と地元の支援する会の活動を報告されました。その他、継続して支援出来るようにしたいなど、原告と一緒に裁判に参加したいという熱い思いが出されました。



■原告と弁護士が面談を繰り返して完成した陳述書です。中央より左側が陳述書原本、右側が裁判所提出書面の控え■

原告136番さんの陳述 人生そのものを奪われた・・・

私は、原発事故があったとき、福島県南相馬市に夫と次女と3人で生活していました。地震の翌日、屋内退避命令が出ましたが、避難するにもガソリンはなく親戚との連絡もつかないため、暫く留まっていた。しかし数日後、区長から「水を飲まないように」との話があり、埼玉に嫁いだ長女を頼って避難することにしました。その後、夫の実家がある群馬県に移り現在に至っています。

次女は、将来を考えて大学は理工学部に進学し、男子学生に負けないようにと日夜勉学に励んでいましたが、大学に通う事ができずに中退することになってしまいました。周りを気遣っての次女の決断でした。私自身も、以前からの糖尿病が避難生活で悪化し、インシュリン注射をしなければならなくなり、眼底出血で左目がほとんど見えないときもあります。不安やストレスが溜まる一方で、なんでもないので涙が出るようになり、不眠症にもなりました。



南相馬では一軒家に住み、ご近所との連携も日頃からしっかりしていましたが、今は集合住宅で、普段の話し相手もおらず、毎日、家に籠りきりです。間取りも狭く5階のため、体調の関係で買い物もままならない状況です。

夫は単身赴任で福島に出かけ、週末だけ群馬に帰って来る生活を続けています。平日は旅館に寝泊りしており、朝早い仕事のため前日から用意した朝食を食べたり食べなかったりで、一緒にいて食事の支度をしてあげられない辛さをいつも感じています。



次女は仕事を探していますが、短期の仕事や派遣の仕事しか見つからず、面接の時に福島のことや今後の事を聞かれ、毎回大変辛い思いをしています。

事故前、私はスーパーでパートをしていました。楽しく充実した職場でした。また、地域のボランティア活動にも参加して生き甲斐になっていました。こうした日常がなくなり、人生そのものを奪われたようなものです。家も、私たちの精神的な支柱で単なる財産ではありません。東電と国には、私たちが失った支えを取り戻せるように出来る限りのことをして欲しい。

原告とともに陳述書を作り終えて

(弁護士 徳島里絵)

新年明けましておめでとうございます。

原告の皆様は、それぞれいろいろな思いを胸に新年を迎えられたことと思います。

昨年は、12月中旬に、原告の方全員の詳しい陳述書を提出することとなりました。私も担当の原告の方々から、原発事故からこれまでの大変な生活状況や苦しく辛い思い、今も続く不安など、さまざまなことを伺いながら、陳述書を一緒に作成しました。

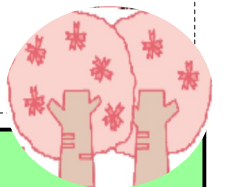
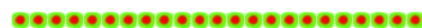
私は、原発事故直後から、群馬県内や福島県内での相談会に参加したり、この訴訟を提起するにあたっての説明会などに参加したりしてきました。原発事故からもうすぐ4年が経とうとしていますが、原告の方々にとって未だに大変な状況が続き、苦しい思いをしていることを、今回陳述書を一緒に作成して、改めて実感しました。



陳述書を作るにあたって、原告の方々には、当時の辛いことや苦しいことを思い出してもらおうこととなり、辛い思いをさせてしまったのではないかと思います。原告の方一人一人に、避難したときの大変な状況、避難を決意したときの葛藤や軋轢、避難後の大変な生活、子どもへの被ばくの影響の不安など、何ページにもわたり原発事故からこれまでの状況や苦痛を書きいただきました。原告の方々から、当時の詳しい話を聞いて、陳述書を作成しながら、私も胸が痛くなりました。

原告の方々がどれほど大変な状況に置かれ、辛い思いをしてきたのか、未だにどれほどの不安を抱えているのか、今回の陳述書全てに対し、国や東京電力にもきちんと誠意を持って向き合い、考えてほしいと思っています。

これから、原告尋問手続きが始まります。私も微力ながら、原告の皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。



今後の裁判の予定

■ 前橋地方裁判所 21号法廷(2階) ■

- 1月23日(金) 10時30分～
- 3月6日(金) 10時30分～
- 3月27日(金) 10時30分～

《証人尋問》 全日程とも午前10時～午後5時

- ◎ 5月1日(金)
- ◎ 5月7日(木)・8日(金)
- ◎ 5月22日(金)

《その後の裁判日程も決まり、9月には結審する見通しです》

- 6月26日(金) 10時30分～
- 7月31日(金) 10時30分～
- 9月11日(金) 10時30分～